

沖縄県介護施設 SAFE 協議会

～私たちは労働災害の防止対策に取り組んでいます～

県内の社会福祉施設における労働災害による休業4日以上死傷者数は年々増加傾向にあり、介護施設で発生した労働災害について事故の型別で見ると、腰痛等の主たる要因となりうる「動作の反動、無理な動作」によるものが40%を占めています。

沖縄県介護施設 SAFE 協議会(令和4年12月設立)は、沖縄県内の介護事業者等を構成員として労働災害防止に関する情報の共有、好事例の周知、啓発活動を通じて、安全で安心して働ける職場環境の実現を目指しています。

令和5年 県内の社会福祉施設・事故型別 労働災害発生状況



令和6年度第1回協議会を開催

令和6年度第1回協議会を令和6年7月8日に開催しました。

令和3年から5年にかけて県内の高齢者介護施設の労働災害発生状況(仮統計)では、事故の型「動作の反動、無理な動作」の災害発生時における作業人数は約9割弱が一人作業、作業状況はベッド⇄車椅子の移乗等が約6割弱、殆んどが介助器具等の未使用と概ね腰痛災害の発生傾向が分かりました。

この状況を受け、今回の協議会では構成員が取り組んでいる腰痛防止対策の情報共有を行い、また、パンフレットの作成・周知等に関する検討を行いました。

構成員

介護事業者

社会福祉法人明和会
社会福祉法人ニライカナイ
沖縄末病総合研究所株式会社
株式会社みやび

介護事業の団体等

一般社団法人全国介護事業者連盟
(介事連 沖縄県支部)
一般社団法人沖縄県介護福祉士会
公益財団法人介護労働安定センター
沖縄支部
全国健康保険協会沖縄支部
(協会けんぽ)

行政機関

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課

事務局

沖縄労働局労働基準部健康安全課



URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

エイジフレンドリー補助金について

お知らせ

令和6年度エイジフレンドリー補助金について、ご案内いたします。

補助金申請受付期間
令和6年5月7日(火) から令和6年10月31日(木) まで

令和6年度エイジフレンドリー補助金

令和6年度エイジフレンドリー補助金の申請受付を令和6年5月7日から開始しました。
高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

申請先

令和6年度補助事業者
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター
(HP <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

【申請担当】
電話：03-6381-7507 FAX：03-6381-7508

【支払担当】
電話：03-6809-4085 FAX：03-6809-4086

スクロールしていくと

エイジフレンドリー補助金Q&A、リーフレット

[PDF形式](#) [188KB]

[PDF形式](#) [393KB]

<申請書類は事務センターホームページよりダウンロードしてください。>

エイジフレンドリー補助金とは

目的

エイジフレンドリー補助金は、高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を予防するための専門家による運動指導等、コロナ禍等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助を行うものです。

「高齢労働者の労働災害防止コース」では、高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。

「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」では、労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の労働災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

「コロナヘルスコース」では、コロナヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

【コロナヘルスとは】
医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の健康づくり等を効果的・効率的に実行することです。

エイリアンドリ-補助金について | x

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

申請関係資料（申請先にご提出ください）

[W 様式1（交付申請書） \[117KB\]](#)

申請関係書類の作成については、記載例を参考にしてください。 → [PDF 記載例 \[8.1MB\]](#)

※ 高齢労働者の労働災害防止対策コースの記載例です。

支払関係資料（申請先にご提出ください）

[PDF 請求に必要な提出資料一覧表 \[168KB\]](#)

[W 様式3（実績報告書及び精算払請求書） \[20KB\]](#)

[W 様式1-3（対象経費内訳表） \[26KB\]](#)

その他関係資料 ※ 以下の書類は必要な場合に、ダウンロードして使用してください。

[W 様式6（承認申請書） \[23KB\]](#)

[W 様式2-1（取得財産等管理台帳） \[22KB\]](#)

実施要領

[PDF 実施要領（令和6年2月14日改正） \[PDF形式\] \[182KB\]](#)

交付規程

[PDF 交付規程（本文） \[PDF形式\] \[98KB\]](#)

参考

[閲覧交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記録の適用について](#)

その他ご案内（労働災害防止等の取組事例）

厚生労働省では、加盟企業等間の安全衛生に係る取組事例を共有する「SAFEコンソーシアム」を運営しています（「SAFEコンソーシアム」への加盟は無料です）。
【SAFEコンソーシアム加盟申請ページ】

申請関係資料、支払関係資料なども
掲載されています。

無料

ご利用ください

R6年度

腰痛予防アドバイザー

「仕事で腰に負担がかかる」「職場の腰痛予防を進めたい」「でも、何から始めたらいいの？」とお悩みの事業者の皆様へ

腰痛予防のプロが、**無料**でお手伝いします。

※ 予算がなくなり次第、申し込みを終了させていただきます。



メニュー

個別コンサルティング

アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。

職員様向け研修も対応可能です。

対象

医療・介護事業所、小売業等

コンサルティング時間

2時間程度



セミナー（講師派遣）

事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。

対象

主に医療・介護関係、小売業団体

（その他の業種団体の方もご要望により可能な限り対応いたします。）

講演時間

2時間以内

お申込み

お申込み先・お問合せ

裏面のご利用申込用紙
にてお願いします

沖縄労働局健康安全課（担当 久場）

☎ 098-868-4402

Email(kenkouanzenka-okinawakyoku@mhlw.go.jp)

腰痛予防アドバイザーご利用申込書

沖縄労働局

健康安全課 Email(kenkouanzenka-okinawakyoku@mhlw.go.jp)

(所在地) 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

御社・団体名														
ご連絡先	☎ (内線)													
	Mail :	FAX												
	ご担当者様													
ご所在地	〒													
申込内容 (注1 使用する資料 はお客様にて必 要数を印刷いた だきます(事前に 郵送します)。 注2 パワーポインター が使用できるPC・ プロジェクターをご 用意いただくと 実施が効果的で す。 注3 効果的な実施 のために最低1時 間をご検討くださ い。	<input type="checkbox"/> 個別コンサルティング <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。 ・ 職員様向け研修も対応可能です(時間帯もご相談ください)。 													
	<table border="1"> <tr> <td>希 望 日 時</td> <td>令和 年 月 (上・中・下) 旬</td> </tr> <tr> <td>希 望 内 容 (お困りごとなど)</td> <td></td> </tr> </table>	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬	希 望 内 容 (お困りごとなど)										
希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬													
希 望 内 容 (お困りごとなど)														
	<input type="checkbox"/> セミナー (講師派遣) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。 													
	<table border="1"> <tr> <td>希 望 日 時</td> <td>令和 年 月 (上・中・下) 旬</td> </tr> <tr> <td>セ ミ ナ - 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参 加 对 象 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 所 在 地 場 (所 在 地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講 演 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希 望 内 容</td> <td></td> </tr> </table>	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬	セ ミ ナ - 名 称		参 加 对 象 者		会 所 在 地 場 (所 在 地)		講 演 時 間		希 望 内 容		
希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬													
セ ミ ナ - 名 称														
参 加 对 象 者														
会 所 在 地 場 (所 在 地)														
講 演 時 間														
希 望 内 容														

- ※1 個別コンサルティング、セミナーの日時につきましては、なるべく希望日時にそった形で調整させていただきます。
- ※2 個別コンサルティングは1事業所につき1回までとさせていただきます。
- ※3 予算上限その他の理由で、場合によっては、お申込みにお応えできないこともありますが、予めご了承ください。
- ※4 最寄りの労働基準監督署でもお申込・お問合せを承ります。

那覇労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098 - 868 - 3344
沖縄労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098 - 982 - 1263
名護労働基準監督署	監督・安衛課	☎ 0980 - 52 - 2691
宮古労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980 - 72 - 2303
八重山労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980 - 82 - 2344

「転倒防止・腰痛予防」 対策を理学療法士が支援します!

「転倒防止」や「腰痛予防」対策として、体力の状況把握や身体機能の維持向上の取組みを進める事業場に対し、理学療法士が支援いたします。

支援内容

1. 対象事業場

支援を希望する沖縄県内の事業場

2. 支援回数

1事業場あたり年度で1回まで
(*支援にあたり別途、事前ヒヤリングを1回行います。)

3. 支援方法

対面又はリモート(*離島の事業場については、リモートでの対応となります。)

4. 支援内容

作業状況から見た
転倒防止、腰痛予防
対策等に対する
アドバイス

ロコモ度テスト・
身体能力セルフ
チェック等の
健康測定への助言

・実技指導
・運動アドバイス
・社内セミナー



申込みについて

URL 又は二次元コードより
お申込みください。

<https://www.okinawas.johas.go.jp/prevention/>

※当センターホームページからもお申込みできます。



支援は
.....
無料



費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご利用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>) 参照

<個別支援>

！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)』(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用

費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1

現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2

現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。
ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

< 集団支援 >

**事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。**

**オンラインでも
対応します**

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

費用 費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

対象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



1 みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

2 このようなテーマの研修や講習を実施します

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策 | 7. はさまれ・巻き込まれ対策 |
| 2. 転倒災害防止対策の進め方 | 8. 安全・安心のための5S活動 |
| 3. 職場巡視のチェックポイント | 9. 職場の腰痛予防対策 |
| 4. これから進める化学物質対策（*1） | 10. 保護具の適切な使用方法 など |
| 5. 事業者に求められる安全配慮義務 | 11. 職長の役割とは何か（*2） |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方 | |

*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者に求められています。

*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。（令和5年4月1日施行）

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部（〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2）

TEL：03-3452-6366 / FAX：03-5445-1774 / Eメール：gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB：https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html または

中災防 サポート事業

検索